

第 10 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 10 月 25 日 午後 3 時 30 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について
(3 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(所有権移転 2 件)

日程第 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(5 件)

日程第 6 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 3 件)

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
10番 松田一博	12番 青山佳代子	14番 中道雅彦
15番 北川正則		

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和6年第10回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第10回総会の出席者は13名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第10回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
5番 高橋委員、6番 森長委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の2ページをお開きください。

 1番、貸主は東栄の■■■■氏、借主は熊本自治区の■■■■
■■■■でございます。

 土地の所在は、熊本から749から752までの2筆の田と2筆の畑で、合計面積は10,001㎡です。

 議案資料の1ページをお開きください。

 『解約通知書』については、9月9日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

 議案の2ページにお戻りください。

主査 2番、貸主は中三川自治区の[]氏の[]であります[]氏、借主は同じ中三川自治区の[]氏でございます。

土地の所在は中三川 409 から 422 までの 4 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 60,771 m²です。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、7 月 8 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、2 件とも 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の 1 番と 2 番の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の 1 番と 2 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号の 1 番と 2 番については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 号の 1 番と 2 番については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 それでは、議案第 1 号の 3 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から[]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[]

議長 それでは議案第1号の3番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の2ページをお開きください。
3番、貸主は中三川自治区の[]氏の[]であ
ります[]氏、借主は同じ中三川自治区の[]氏で
ございます。

土地の所在は中三川 881 から 932 までの9筆の畑で、合計
面積は 49,573 m²です。

議案資料の4ページをお開きください。

『解約通知書』については、7月8日付けで提出があり、
合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日
に行われるものであります。なお、6か月以内の要件及び30
日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われて
います。

以上で議案第1号の3番の説明を終わります。

議長 議案第1号の3番の内容の説明が終わりましたので、質疑
に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号の3番については、当農業委員会として解約通
知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ご
ざいせんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の3番については、当農業委員会とし
て適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにい
たしました。

[]

議長 議案第1号の3番については、解約通知書のとおり適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしましたので、[REDACTED]に報告します。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転2件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません。が、全ての要件を満たしているものと判断されます。

議案の4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川 27-1 の1筆の畑で、面積は4,276 m²です。

譲渡人[REDACTED]は、札幌市南区真駒内の[REDACTED]
[REDACTED]氏、譲受人[REDACTED]は古川自治
区の[REDACTED]氏です。

申請理由は、譲渡人[REDACTED]は、申請地を売却し離農するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10 a あたり [REDACTED]
[REDACTED]円でございます。

主査 申請地の所在について説明しますので、議案資料の 6 ページをお開きください。

申請地は、国道 234 号線と町道栗山由仁線の角地にある古川地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

議案の 4 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は西三川 940-1 から 1005 までの 5 筆の畑で、合計面積は 30,336 m²です。

譲渡人 [REDACTED] は、千歳市東丘の [REDACTED] 氏、譲受人 [REDACTED] は同じく千歳市東丘の [REDACTED] 氏です。

申請理由は、譲渡人 [REDACTED] は、申請地を売却し離農するもので、譲受人 [REDACTED] は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED] 円で、10 a あたり [REDACTED] 円でございます。

申請地の所在について説明しますので、議案資料の 7 ページをお開きください。

申請地は、千歳市との境界にある町道池端線沿いの西三川地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 2 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について説明いたします。

本件は5件で、農地売買等支援事業として、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が本事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

それでは議案の6ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川345-1から697までの4筆の田と3筆の畑で、合計面積は58,901㎡です。

あっせん申出者は、古川自治区の■■■■氏です。

本件は10月18日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古川自治区の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏を予定しております。

主査

議案資料の 8 ページをご覧ください。

最初に■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、古川地区の町道古川中央線の北側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地で畑となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり■■■■円で、金額が■■■■円です。

続いて、■■■■が事業参加者となる農地ですが、町道古川東線の西側にある、あっせん申出地②の白線で囲まれた農地で水田となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり■■■■円で、金額が■■■■円です。

続いて■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、町道古川東線の北側と南側にある、あっせん申出地③から⑦までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地③と④の畑が 10a あたり■■■■円、あっせん申出地⑤から⑦の水田が 10a あたり■■■■円で、金額が■■■■円です。

議案の 6 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は山桝 437-1 から 471-1 までの 11 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 87,083 m²です。

あっせん申出者は、下古山自治区の■■■■氏です。

本件は 10 月 18 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の■■■■を予定しております。

議案資料の 9 ページをご覧ください。

農地は、下古山地区にある町道伏見線の北側と南側にある、あっせん申出地①から⑫までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と③から⑫までの水田が 10a あたり■■■■円、あっせん申出地②の畑が 10a あたり■■■■円で、金額が■■■■円です。

議案の 6 ページにお戻りください。

主査

3 番ですが、土地の所在は熊本 978 の 1 筆の田で、面積は 8,847 m²です。

あっせん申出者は、西三川自治区の■■■■氏です。

本件は 10 月 18 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、山柵自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料の 10 ページをご覧ください。

農地は、熊本地区の町道南北線の西側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地で水田となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり ■■■■円で、金額が ■■■■円です。

なお、あっせん申出地②と③については、次の議案で提案させていただきますが、基盤強化法による集積計画での売買予定の農地であります。

議案の 7 ページをお開きください。

4 番ですが、土地の所在は中三川 409 から 932 までの 1 筆の田と 17 筆の畑で、合計面積は 114,915 m²です。

あっせん申出者は、中三川自治区の■■■■氏の■■■■
■■■■であります■■■■氏です。

本件は 10 月 18 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ中三川自治区の■■■■氏、■■■■を予定しております。

議案資料の 11 ページをご覧ください。

最初に■■■■氏が事業参加者となる農地ですが、中三川地区の町道岡本 2 号線の北側にある、あっせん申出地①から⑧までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①の水田が 10a あたり ■■■■円、あっせん申出地②から⑧までの畑が 10a あたり ■■■■円で、金額が ■■■■円です。

主査 なお、あっせん申出地の③と⑤の一部、それと⑦については、今年度畑地化し、交付対象外の水田となっておりましたが、今回公社事業を活用することから、畑に地目変更を行っております。

 続いて、[REDACTED]が事業参加者となる農地ですが、町道岡本2号線の南側にある、あっせん申出地⑨から⑮までの白線で囲まれた農地ですべて畑となっております。

 公社買取価格は、あっせん申出地⑨から⑭、⑮が10aあたり [REDACTED]円、あっせん申出地⑯が10aあたり [REDACTED]円、あっせん申出地⑰と⑱が10aあたり [REDACTED]円で、金額が [REDACTED]円です。

 以上で、議案第3号の1番から4番までの説明を終わります。

議長 議案第3号の1番から4番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
 ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
 議案第3号の1番から4番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
 よって、議案第3号の1番から4番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 それでは、議案第3号の5番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第 3 号の 5 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の 7 ページをお開きください。

5 番ですが、土地の所在は西三川 886 の 1 筆の畑で、面積は 3,148 m²です。

、先ほどの4番の案件に隣接した農地であり、圃場についても地番が2つに分かれておりますが、現地は畔もなく一体となっている農地となっていることから、今回は先ほどの4番の案件と一緒にあっせんすることにした経過となっております。

あっせん申出者は、中三川自治区の■■■■氏です。

本件は10月18日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ中三川自治区の
 [redacted]を予定しております。

議案資料の 12 ページをご覧ください。

農地は、中三川地区にある町道岡本２号線の南側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地で、畑となっておりますが、公社買取価格は、10a あたり [REDACTED]円で、金額が[REDACTED]円です。

以上で、議案第3号の5番の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 5 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員　ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第３号の５番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員　ありません。

主査 それでは議案の９ページをお開きください。

1 番については、先月 9 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転です。

2番と3番については、10月18日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

1 番ですが、土地の所在は光栄 52-1 から 80-4、山栴 377、378 の 9 筆の田で、合計面積は 87, 162 m²です。

売買価格は、 円で、譲渡人

は下古山自治区の 氏で、譲受人

は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は、同じ下古山自治区の[]氏、古川自治区[]氏、山桝自治区の[]氏です。

2 番ですが、土地の所在は熊本 749 から 752 までの 2 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 10,251 m²です。

売買価格は、 円で、譲渡人

〇〇は東栄の〇〇氏で、譲受人〇〇は熊本自治区の〇〇です。

議案資料の 13 ページをご覧ください。

農地は、熊本地区の町道旧国道線の東側にある、あっせん申出地①から③の白線で囲まれた農地で、水田と畑となっております。

売買価格は、10a あたり 円となっております。

議案の 9 ページにお戻りください。

3 番ですが、土地の所在は熊本 1039-1、1040-1 の 2 筆の
田で、合計面積は 6,379 m²です。

売買価格は、 円で、譲渡人

は西三川自治区の 氏で、譲受人

は山柵自治区の[REDACTED]です。

議案資料の 10 ページをご覧ください。

主査 農地は、熊本地区の町道 12 番線の北側にある、あっせん申出地②と③の白線で囲まれた農地で、水田となっております。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時10分)

議事録署名委員

5 番 高橋 智



6 番 森長 正徳

